

2 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

児童福祉法の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第34号)

【要旨】

本法律案は、次世代育成支援対策を推進するため、児童虐待等の問題に適切に対応できるように児童相談所及び市町村の役割並びに児童福祉施設の在り方の見直し等を行うとともに、慢性疾患にかかっている児童に対する医療の給付を創設する等の措置を講ずるほか、児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書の締結及び保育料の収納事務の私人への委託を行うために必要な規定の整備を行おうとするものである。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第35号)

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、総合的な次世代育成支援対策を推進する等の観点から、労働者が就業しつつ子の養育又は家族の介護を行うことを容易にするための環境を整備し、その雇用の継続を図るため、育児休業制度及び介護休業制度の見直しを行うとともに、子の看護休暇に関する制度を設けるほか、雇用保険制度等において育児休業給付等の見直しを行おうとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第46号)

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案 (第159回国会閣法第65号)

【要旨】

本法律案は、弁護士等の訴訟代理人の報酬に係る費用について、当事者の双方共同の申立てがある場合に、これを訴訟費用として敗訴者の負担とする制度を設けようとするものである。

**民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案
(第159回国会閣法第77号)**

【要旨】

本法律案は、民事関係手続の一層の迅速化及び効率化等を図るため、民事訴訟手続等における申立て等を電子情報処理組織を用いて行うことを可能とするとともに、簡易裁判所における少額訴訟に関する債権執行制度の創設、不動産競売における最低売却価額の売却基準価額への変更、扶養義務等に基づく金銭債務についての間接強制制度の創設、公示催告手続の迅速化等の措置を講じようとするものである。

信託業法案（第159回国会閣法第85号）

【要旨】

本法律案は、金融資本市場の基盤整備を進める観点から、信託の引受け対象となる財産の範囲の制限を撤廃し、信託業等を営む者に関し新たな資格要件等を定めて多様な担い手の参入を可能とする等、所要の制度整備を行おうとするものである。

労働組合法の一部を改正する法律案（第159回国会閣法第88号）

【要旨】

本法律案は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、労働委員会の行う審査の手続及び体制を整備する等の措置を講じようとするものである。

(本院議員提出法律案)

国民年金法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（参第1号）

【要旨】

本法律案は、第159回国会において成立した国民年金法等の一部を改正する法律等を廃止するとともに、基礎年金に係る国庫負担の割合を段階的に引き上げ、社会保険庁を廃止し、公的年金制度の一元化を実施できるようにするために必要な整備を平成18年度中に行おうとするものである。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案(参第2号)

【要旨】

本法律案は、第159回国会において成立した国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止するとともに、基礎年金拠出金の納付に要する費用に係る国等の負担の割合を段階的に引き上げる等の措置を講ずるものである。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、第159回国会で成立した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

を廃止するとともに、基礎年金拠出金に係る負担に要する費用についての地方公共団体の負担の割合を段階的に引き上げる等の措置を講ずるものである。

私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案（参第4号）

【要旨】

本法律案は、第159回国会において成立した私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律を廃止するとともに、基礎年金拠出金に係る国の補助の割合を段階的に引き上げる等の措置を講ずるものである。

（予備費等支出承諾）

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成15年4月22日から16年1月27日までの間に使用を決定した金額は1,189億円余で、その内訳は、衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費742億円余、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に必要な経費268億円余などである。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆214億円余のうち、平成15年12月9日に使用を決定した金額は110億円で、これは農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

【要旨】

平成15年8月5日から同年9月26日までの間に決定した経費増額総額は281億円余で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額212億円余、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額55億円余などである。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成16年3月1日から同年3月30日までの間に使用を決定した金額は130億円余で、その内訳は、退職手当の不足を補うために必要な経費109億円、矯正収容費の不足を補うために必要な経費13億円などである。また、平成15年度一般会計予備費使用総額は1,319億円である。

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

【要旨】

特別会計予備費予算総額2兆214億円余のうち、平成16年3月26日に使用を決定した金額は1億円で、これは国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費である。また、平成15年度特別会計予備費使用総額は111億円である。

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

【要旨】

平成16年3月26日から同年3月30日までの間に決定した経費増額総額は110億円余で、その内訳は、国立病院特別会計療養所勘定における退職手当の不足を補うために必要な経費の増額109億円などである。また、平成15年度特別会計予算総則第14条に基づく経費増額総額は392億円余である。

（NHK決算）

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。